

人権いいづかぬくもり

誰にとっても身近で大切な人権について考えよう

12月4日～10日は人権週間です

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24(1949)年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国各地で人権啓発活動を展開しています。



「人権」とは、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利です。誰にとっても身近で大切なもので、一人ひとりの日常の思いやりの心によって守られます。

日常の中で、こんな経験ありませんか？



子どもを怒鳴る、叩く



高齢者を無視する、必要な介護サービスを受けさせない



障がいを理由にサービス提供を断る



パートナーに暴力を振るう



外国籍の人に差別的な言動をする



職場などで高圧的な態度や嫌がらせをする

このような行為は許されません



インターネット
ひぼうちゆうしょう
上に誹謗中傷を書き込む

一人ひとりがお互いの違いを認め合い、人権を尊重して暮らすことが、みんなの人権を守ると同時に、自分の人権を守ることにつながります。

人権相談事業

新型コロナウイルス感染症による偏見や差別は許されません。困り事があれば相談を！

部落差別問題をはじめとする

さまざまな人権問題に関する相談をお受けします。

(相談無料・秘密厳守・出張可能)

【人権相談員などによる「人権相談」】

【弁護士による「法律相談」】

◆申込み：人権・同和政策課 (0948-43-4764)

「人権相談」窓口

平日	本庁4階 人権・同和政策課	8時半～17時15分
毎月第1・3木曜日	筑穂人権啓発センター	10時～12時
	穂波人権啓発センター	14時～16時
毎月第2・4月曜日	庄内交流センター 別館	10時～12時
	額田交流センター	14時～16時

みんなの人権 110番：0570-003-110

子どもの人権 110番：0120-007-110

女性の人権ホットライン：0570-070-810

インターネットでも相談を受け付けています。

詳細はホームページ、または右のQRコードからご覧ください。

